**第二十一条**

1　条約を改正するこの議定書（以下「改正議定書」という。）は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。改正議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　改正議定書は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

3　改正議定書によって改正された条約第二十五条のAに規定する情報の交換は、改正議定書が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について認められる。

4　改正議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて改正議定書に署名した。

二千十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
小松一郎

スイス連邦政府のために
ハンス＝ルドルフ・メルツ

議定書

千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）の署名に当たり、日本国政府及びスイス連邦政府は、改正議定書によって改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約全体に関し、

所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

2　条約第三条1(k)の規定に関し、

年金基金又は年金計画は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。

3　条約第十条の規定に関し、

同条2(a)及び3(a)の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

4　条約第十一条3及び第二十二条のAの規定に関し、

「保険」には、再保険を含むことが了解される。

5　条約第二十五条のAの規定に関し、

(a)　同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき情報を入手するためのすべての妥当な手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）を講じていない場合に当該情報を提供する義務を課するものと解してはならない。

(b)　同条に規定する情報の交換には、単なる証拠の収集（証拠漁り）のみを目的とする措置を含まないことが了解される。

(c)　一方の締約国が同条の規定に従って他方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対して、次の(i)から(v)までに掲げる情報を提供することが了解される。

(i)　調査の対象となる者を特定するために十分な情報（例えば、名称及び、判明している場合には、住所、口座番号その他これらに類する情報）

(ii)　要請する情報の対象となる期間

(iii)　求める情報に係る記述（当該情報の性質及び当該一方の締約国が希望する当該他方の締約国から当該情報を受領する形式を含む。）

(iv)　情報を必要とする課税目的

(v)　要請する情報を保有していると認められる者の名称及び判明している場合には住所

(d)　同条の規定は、両締約国に対し、自動的又は自発的に情報を交換することを義務付けるものではない。ただし、同条の規定は、情報を交換するに当たって利用可能な方法を制限するものではない。

(e)　一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

(f)　一方の締約国が同条の規定に従って他方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、納税者の権利に関する当該他方の締約国の行政上の手続に関する規則は、引き続き適用されることが了解される。ただし、これらの規則が、実効的な情報の交換を妨げ、又は不当に遅延させる場合は、この限りでない。

この議定書は、改正議定書の効力発生の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
小松一郎

スイス連邦政府のために
ハンス＝ルドルフ・メルツ

総務大臣　川端　達夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦